



さ 国 協 第 3 号

令和 2年 1月 17日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市国民健康保険運営協議会

会長 柴 田 潤一郎



さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて（答申）

令和2年1月16日付け、保福国第4467号の諮問事項について、別紙のとおり答申します。

担当 保健福祉局福祉部国民健康保険課
国保事業係 南、坂西

直通 048-829-1276

FAX 048-829-1938

Eメール：kokumin-kenkou@city.saitama.lg.jp



答 申 書

当協議会は、このたびの「さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて」の諮問に対し、さいたま市の厳しい財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、協議を重ねた結果、次のとおり答申します。

1 令和2年度国民健康保険税率等

(1) 賦課限度額について

次のとおり改定することが適当である。

基礎課税額賦課限度額	61万円（改定）
後期高齢者支援金等課税額賦課限度額	19万円（改定なし）
介護納付金課税額賦課限度額	16万円（改定なし）

(2) 国民健康保険税率について

次のとおり改定することが適当である。

ア 基礎課税額の保険税率

所得割	7.51%（改定なし）
被保険者均等割	29,500円（改定なし）

イ 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

所得割	2.11%（改定）
被保険者均等割	8,500円（改定）

ウ 介護納付金課税額の保険税率

所得割	2.02%（改定）
被保険者均等割	9,700円（改定）

2 本協議会の意見

保険税収入は国民健康保険財政の根幹をなすものであり、安定的な財政運営のために保険税率等の見直しは不可欠である。

国民健康保険制度を持続的な制度とするため、引き続き赤字の解消に努め、適正な保険税率等の設定をするとともに、より一層の収納率向上への取り組みの推進、並びに医療費及び保険給付の適正化に努められたい。

